

障害のある人たちの実習の受け入れ・雇用に対する各種制度

まずは実習の受け入れから始めたい時は

トライ WORK 【問い合わせ】各働き・暮らし応援センター / 滋賀県社会就労事業振興センター

障害者雇用に関心があるものの、経験がなく不安をお持ちの企業、また雇用は難しいが実習の受入なら可能という企業が対象となります。企業で障害のある人が概ね10日程度の実習を経験し、障害者雇用に対する理解を深めていただくことを目的としています。企業には、就労体験利用者1人につき1日1,000円の謝礼が支払われます。(上限14,000円)

障害のある人の雇用を考えている時は

障害者の態様に応じた多様な委託訓練 【問い合わせ】お近くのハローワーク

障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得できるよう、企業や民間教育訓練機関等に委託し、地域の障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施しています。

- ・ 訓練には、知識・技能習得訓練コース（Off-JT）、実践能力習得訓練コース（OJT）等があり、訓練期間は標準1～3ヶ月です。
- ・ 実践能力習得訓練コースは、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習等を行うことで、障害者の実践的な職業能力を向上させ、就職に結びつけることを目的としています。
- ・ 訓練生1人につき月額60,000円または90,000円を委託費として企業等にお支払いします（外税）。

職場適応訓練 【問い合わせ】お近くのハローワーク

ハローワークの受講指示により、労働局または県が適当と認めた企業に委託して障害者の能力に適した作業について6カ月以内（中小企業または重度障害者の場合は1年以内）、短期の職場適応訓練については2週間（重度の障害者にかかる訓練は、4週間以内）の実地訓練を行います。これにより障害者の職場環境への適応を容易にし、訓練終了後に引き続き雇用していただくことを期待する制度です。

訓練期間中、委託した企業に、訓練生1人につき月額24,000円（重度障害者の場合25,000円）、短期の職場適応訓練については、日額960円（重度障害者の場合1,000円）の委託費を支給し、訓練生には雇用保険の失業等給付を支給します。

トライアル雇用・短時間トライアル雇用 【問い合わせ】お近くのハローワーク

実際の職場に障害のある人を短期の試行雇用の形で受け入れていただき、障害者雇用に理解を深めていただくとするもので、障害のある人にとっても企業ニーズにマッチすればその後の継続雇用が期待できる、企業と障害のある人双方に対する支援策です。

- ①試行雇用を実施する企業には、1人につき月額最大40,000円の試行雇用奨励金が支給されます。（短時間トライアル雇用の場合は、最大20,000円）
- ②企業と対象となる障害のある人との間で定期雇用契約を締結する必要があります。（原則3ヵ月 ただし、精神障害者および短時間トライアルの場合は3ヵ月～12ヶ月以内）

障害のある人を雇用した時は

特定求職者雇用開発助成金 【問い合わせ】お近くのハローワーク

ハローワークまたは適正な運用を期することができる職業紹介事業者の紹介で障害のある人を雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成するものです。

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業 【問い合わせ】滋賀労働局・滋賀障害者職業センター

障害のある人が円滑に職場に適応することができるように職場に適応援助者（ジョブコーチ）を配置し障害のある人や企業および障害のある人の家族に対して、職場適応に関するきめ細やかな支援を実施します。

※上記の制度については各働き・暮らし応援センターまたハローワークもしくは、記載されている問い合わせ先にご相談下さい。